序章

1 認証評価を受けるにあたって

熊本学園大学は、「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」を建学の精神とする。2012(平成24)年に創立70周年を迎えた本学は、地域に根ざし、世界を目指す人材を育成し輩出してきた。73年の本学の歴史は、在学の教職員と学生に脈々と受継がれ、全国9万余名の同窓生らに育まれている。

明治初年以来、熊本県は海外に志ある幾多の先覚を輩出してきた。多くの若者たちに継 承された熱い思いが実を結び、1918 (大正7)年、民間の外交団体「財団法人熊本海外協 会」が設立された。協会は熊本県とアジアや南北アメリカを取り結ぶ通商貿易の促進や人 心の交流を精力的に推進しながら、中国を筆頭に、南北アメリカ、アジア、南洋方面に多 くの人材を輩出し、次第に国内全府県の海外協力の先駆けをなす存在に成長していった。 この民間の外交団体「財団法人熊本海外協会」こそが、今日の熊本学園大学の根幹に名を 残す学校法人熊本学園のルーツである。1938 (昭和 13)年、熊本海外協会は、時局の要 請に呼応し、中国語を教える「熊本県支那語学校」を開設した。その後県民のための語学 専門学校設立に向けて開設準備が進められ、1942(昭和 17)年に財団法人東洋語学専門 学校の設置認可がおりた。設置学科は、支那語科、露語科、馬来語科の3学科であった。 1945 (昭和 20) 年に新生の意気込みをもって「財団法人熊本語学専門学校」に名称を 変更し、新たな歴史を生み出していった。支那語科の名称を華語科と改め、女子に対し門 戸開放するなどいくつかの学則変更を実施しながら熊本の外国語大学への道を歩み始めた。 その構想は膨らみ、外国語科に加え商科と社会科を開設することで地域的存在価値を高め、 勤労者を教育の範疇に加えた昼夜二部制の 2 年制短期大学が 1950(昭和 25)年に設立さ れた。新大学の設立に向け 1953 (昭和 28) 年に申請をしたが、文部省の学制改革のあお りで設立は困難を極めた。しかし、1954(昭和 29)年、学校法人熊本学園が設立され、 熊本短期大学と並行して熊本商科大学が誕生した。1959(昭和 34)年商学科に経済コー スを導入し、経済学部設立の確固たる方向性を示した。また、短大外国語科を廃止して、 新たに女子向きの保育科を新設した。1966(昭和 41)年に短大教養科の増設、続いて翌 年に経済学部経済学科を増設し、規模を拡大していった。1984(昭和 59)年には商学部 経営学科、1990(平成 2)年には経済学部国際経済学科が増設された。この間、1988(昭 和 63) 年には、大学院商学研究科が設置され、2001(平成 13) 年までに経済学研究科、 経営学研究科、社会福祉学研究科、国際文化研究科などの修士課程が設置され、2005(平 成17)には大学院全ての研究科に博士後期課程の設置が完了し、学部、大学院ともに教育 システムの充実と教育研究環境の整備が進められた。1994(平成6)年、文系総合大学と して外国語学部、社会福祉学部を新設し、熊本商科大学と熊本短期大学を統合し、熊本学 園大学が誕生した。

2009 (平成 21) 年、公認会計士、税理士などの養成拠点として、地域で育て、地域社会へ人材を輩出することを目的とし、九州で唯一の会計専門職大学院を開設した。熊本商科大学からの歴史と伝統に大きな柱が加わったことになり、学部と大学院の連携したカリキュラム編成でいっそう充実した教育研究が可能となった。

同年、社会福祉学部にライフ・ウェルネス学科を設置。

一方、組織の充実とともに 1982 (昭和 57) 年、アメリカ・モンタナ州の 9 大学と姉妹校提携を締結し、さらに 1985 (昭和 60) 年に韓国、1987 (昭和 62) 年に中国の大学と続けて姉妹校提携を締結した。その後もイギリス、ニュージーランド、カナダ、ベトナム、タイ、オーストラリア、台湾などの大学と学生交流協定を結び、現在は 10 カ国・地域 19 大学との間で交流・教育プログラムを実施し、国際感覚と視野を身につけたグローバルな人材を育成する努力を続けてきた。全学プログラムに加え、近年は学部による学部間協定の締結によるカナダ、韓国、ドイツ、カンボジア、ミャンマーなどとの学生交流も行われている。

現在、大学には次の5学部13学科を設置している。

商学部に商学科、経営学科、ホスピタリティ・マネジメント学科を、経済学部に経済学科(現代経済学専攻、国際経済専攻、地域経済専攻)、国際経済学科(2014(平成26)年度から学生募集停止)、リーガルエコノミクス学科を、外国語学部に英米学科、東アジア学科を、社会福祉学部第一部に社会福祉学科、福祉環境学科、子ども家庭福祉学科、ライフ・ウェルネス学科を、社会福祉学部第二部に社会福祉学科を設置している。

また、大学院は、5研究科および会計専門職大学院を設置している。

商学研究科商学専攻および経営学専攻それぞれに博士後期課程、修士課程。経済学研究科に経済学専攻博士後期課程、修士課程を、国際文化研究科に国際文化専攻博士後期課程、修士課程を、社会福祉学研究科に社会福祉学専攻博士後期課程、修士課程と福祉環境学専攻に修士課程を設置し、会計専門職大学院に会計専門職研究科アカウンティング専攻を設置している。

以上記した歴史が本学の大学改革そのものであり、先人たちの熱意と英知に支えられ時代と地域を見つめた改革を絶えず進めてきた。熊本学園大学は、建学の精神を堅持し、地域や時代に対応した柔軟な教育体制を確立し、地域を、時代をリードする人材育成を進め成長をしている。

2 点検・評価の実施経緯

我が国の高等教育は、1965(昭和 31)年に大学設置基準が省令化され、18歳人口の変化と相まって大学の量と質に関する政策の変遷を見てきた。大学審議会の答申の影響を受けながら教育改革を中心とした大学の質的な改革は進み、本学では1991(平成 3)年の大学設置基準の改正に伴い、基準の大綱化とともに努力義務化された自己点検・自己評価に取り組んだ。その証として大学基準協会への「加盟判定審査」がそれであり、大学としての適格性の判定を受けたことになる。1992(平成 4)年に自己点検・評価制度検討委員会を発足させ、大学を取り巻く教育・研究環境の充実・発展に向けて改革を進めてきた。時を同じくして創立50周年を迎えるが、その記念事業として、教育研究および施設・設備の両面から充実を図り改革を推進した。1994(平成 6)年には熊本商科大学と熊本短期大学を統合し、文系総合大学として熊本学園大学が誕生するに至った。

これら一連の事業が成果を収めたとの判断から、本格的な自己点検・評価を実施する必

要があると決断し、次の通り取り組みを開始した。

- (1) 1994 (平成 6) 年に学部等ごとに進めてきた点検・評価を全学的に実施するための 組織として、自己点検・評価委員会を設置した。
- (2) 1996 (平成8) 年に自己点検・評価の全学的な作業に取り組んだ。
- (3) 1997 (平成9) 年6月にその結果を「熊本学園大学の現状と課題—1996年度自己点検・評価報告書」として取りまとめ刊行した。

この間、研究・教育組織の改革よりむしろ研究業績の点検・評価が先行するといった反省が残ったが、組織の改革意識を低下させないためにも研究・教育体制の改善を目指して組織活動の点検・評価を進めていった。

さらに、自己点検・評価の結果は大学の将来に重大な影響を及ぼすため、これまでの実施母体である自己点検・評価委員会を解散し、大学管理運営の最高責任者の下に移していった。すなわち教授会および研究・教育にかかわる基本方針などについて協議する機関である運営協議会で行うことになった。この運営協議会は、学長を議長として、学園内理事、学部長、大学院研究科長、学生部長、事務局長などから構成される。他大学と比較したとき本学の点検・評価の特徴はここにあり、新たに組織化せずに既存の各組織を活用し、本来の業務の一環で点検・評価を実施したところにある。組織活動にかかわる自己点検評価を充分に意識してのことである。

以後、運営協議会を最終的な自己点検評価委員会として、申請の決定や作業日程・点検 項目などを決め、各部局が具体的な作業にあたっていくことになる。

(4) 1998 (平成 10) 年に自己評価だけでなく、他者評価も受けるべきとの判断から、平成 10 年度大学基準協会の「相互評価」を受けることを決め、6 月申請書類を協会に提出した。

この他者評価の導入は、地域に貢献する大学を標榜するものの義務であると同時に、前述の 50 周年事業の総括でもあった。カリキュラム改革や組織改編などの教育・研究環境整備、改革が当初の目標を実現しているか否か、また新たな課題が生じていないか、いたるところで点検・評価を必要とする時期に来ていた。また、研究業績の一層の充実・向上を目指すことでもあった。

手順に従い運営協議会で相互評価申請およびその作業・日程が決定された。申請の意義とその手続を組織に浸透させるために、関係参考資料を各部署に配賦し、途中大学基準協会より専門スタッフを招き教職員の担当者を集めて研修会を開催した。過去策定した組織目標を現時点でどの程度達成しているかについて、点検・評価を行うことを基本に、必要に応じて点検項目を設定して、組織の課題を明確にすることを目指した。

- (5) 1999(平成 11) 年 3 月 18 日付けで、「相互評価」の大学基準協会での審議の結果、「大学基準」に適合しているものとして「相互評価の認定を行うことが適当である」との認定評価を受けた。
- (6) 2000 (平成 12) 年 3 月 「熊本学園大学の現状と課題 II —平成 10 年度相互評価を受けて一」を刊行した。
- (7) 2002 (平成 14) 年 7 月に前述の「相互評価」の評価に沿って「改善報告書」を提出 した。

このときの貴重な助言と勧告を真摯に受け止め、大学の理念に基づいた目標を達成する

ために、対策を講ずるべく更なる目標を設定した。それは新時代に適応した教育・研究のあり方を探求するとともに、環境整備に配慮しながら、開かれた、透明性の高い大学を目指し、自己点検・評価の継続的システム作りと客観的評価システムの導入についての検討である。具体的には、①教育内容の充実化、②大学院の充実、③研究機関の前進、④大学教育の変革と情報教育、⑤差別と人権に関する活動、⑥点検・評価の一層の充実、⑦多様な学生に対する多様な教育システムの確立である。

また、刊行した報告書は学外の関係機関にも配布し、第三者評価を仰ぐことになった。 さらに次の点検評価の体制を確立した。

- ①予算会議に出席権を有する組織に点検・評価を課し、ここから点検・評価をスタートさせる。
- ②下位組織の点検・評価の実施結果を積み上げて、その上位組織の点検・評価を実施する。
- ③全体の点検・評価を行う最終的な最上位組織は熊本学園大学運営協議会とする。
- (8) 2005 (平成 17) 年に財団法人日本高等教育評価機構による平成 17 年度大学機関別評価を受けることを決め、6 月に申請書を、9 月に自己評価報告書を提出した。
- (9) 2006 (平成 18) 年 3 月に『機構が定める大学評価基準を満たしている』と認定された。認定期間は、7 年間(2005 (平成 17) 年 4 月 1 日~2012 (平成 24) 年 3 月 31 日)。これは、2004 (平成 16) 年に認証評価を受けることが法的に義務付けられたことにもよるが、いち早く申請することができた要因は、過去の不断の自己点検評価が作り上げてきた賜物であろう。財団法人日本高等教育評価機構から、「総じて、教育研究活動、管理運営では多くの優れた点を指摘することができ、特に改善すべき点は見当たらなかった。参考意見は、今後より質の高い高等教育機関として発展・向上し続けるうえで参考とされたい。」との評価を受けた。
- (10) 2007 (平成 19) 年 10 月 22 日の運営協議会において大学基準協会の認証評価を受けることが決定し、2 月に申請書を、4 月に点検・評価報告書を提出した。
- (11) 2009 (平成 21) 年 3 月に「大学基準」に適合と認定された。認定期間は、7 年間 (2009 (平成 21) 年 4 月 1日 \sim 2016 (平成 28) 年 3 月 31 日) である。
- (12) 2010 (平成 22) 年 3 月「熊本学園大学の現状と課題IV-平成 20 年度財団法人大学 基準協会の認証評価を受けて-」を刊行した。
- (13) 2012 (平成 24) 年7月に提言に対する「改善報告書」を提出した。

再び大学基準協会で認証評価を受ける決断をした理由に、次のことが挙げられる。すなわち、①大学基準協会がもっとも長い歴史を持ち、評価経験、評価大学数、いずれにおいても最も実績のある民間のアクレディテーション機関であること、②大学を取り巻く環境がめまぐるしく変化し、教育改革を中心とした大学の質的な改革は避けがたく、研究教育水準の向上を図り、本学の教育目標および社会的使命の達成について、自己点検・評価を実施し検証することが最重要の課題であること、③多様化する学生の実態に合わせた「学士課程教育」を充実するためにも検証が必要不可欠であること、ひいてはそのことが社会的な要請に応えることであり、特に受験関係者により一層の理解と信頼を得ることができると考えたからである。大学間競争が激化する中、地域に根ざした大学として、いわば生き残るための戦略を練る機会にもなりうると確信している。

(14) 2013 (平成 25) 年、会計専門職大学院は、国際会計教育協会による平成 25 年度分

野別認証評価を受審し、会計大学院評価機構が定める評価基準に適合していると認定された。

(15) 2014 (平成 26) 年 2 月 18 日の理事会において大学基準協会の認証評価を受けることが決定した。

2011 (平成 23) 年から認証評価制度は、第2期を迎えた。「内部質保証システム」の構築を主眼として改革された評価システムにより本学の教育・研究の諸活動が自己点検・評価を通じて適切な水準を維持し、また質の向上を図るしくみになっているかを問うことになる。

これまで運営協議会が担っていた自己点検・評価の機能をより実効性をもった、恒常的・継続的な体制とするため、本学全体の自己点検・評価制度を見直し、2014(平成26)年3月に自己点検・評価委員会を設置した。また、点検・評価を具体的かつ円滑に進めるため自己点検・評価委員会内に企画運営委員会を設置した。さらに各学部、研究科、各研究所、各センター、図書館および大学事務局の各部等に点検・評価の実施主体として自己点検・評価実施委員会を設置した。実施委員会は、評価委員会が策定した基本方針に基づき、点検・評価を行い、結果を評価委員会に報告するものである。

今回の大学評価の受審にあたっては、教育の質の向上と質の保証に自主的に取り組むこと、また自己点検・評価結果を改善・改革に連動させる仕組みの構築が求められる。教育力の充実と研究活動・成果の充実、それらを結実した一層の社会貢献に向け全学的に体制をあらたにし、臨むものである。